

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を子会社とする共同持株会社です。地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚し、コーポレート・ガバナンスの高度化を重要な経営課題と位置付けて取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,903,000	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,634,000	3.14
きらやか銀行行員持株会	5,472,315	3.05
株式会社みずほ銀行	3,300,000	1.84
三井住友海上火災保険株式会社	3,285,750	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,043,300	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,493,300	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,477,500	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	1,476,000	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	1,450,800	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
熊谷 満	他の会社の出身者													
内藤 和暁	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 満	○	同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	同氏は、会社経営に対する幅広い知識と見識に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立な立場で社外取締役としての役割を適切に果たしていることから、選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届出しております。
内藤 和暁	○	同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	同氏は、弁護士活動を通じた豊富な経験と専門的な知識に基づいた提言や意見表明、並びに公正かつ中立な立場での経営全般の監督機能の発揮が期待できることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届出しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、取締役会に出席し積極的に意見具申するとともに、取締役の職務執行状況を監査する体制としております。また、監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者と審議・協議を行い、または報告を受けるなどの相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 吉明	公認会計士													
三浦 俊一	その他													
那須 和良	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 吉明	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	同氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と見識に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立的な立場で社外監査役としての役割を適切に果たしていることから、選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届出しております。
三浦 俊一	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	同氏は宮城県において要職を歴任して培った豊富な経験と見識に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立的な立場で社外監査役としての役割を適切に果たしていることから選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届出しております。
			同氏は、公認会計士の活動を通じた豊富な経験と専門的な知識に基づいた提言や意見表

那須 和良	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	明、並びに公正かつ中立的な立場での経営全般の監督機能の発揮が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届出しております。
-------	---	--------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

インセンティブ付与に関する施策については、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬については、有価証券報告書及び事業報告において取締役・監査役・社外役員毎に各々の総額等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で定められた役員区分毎の限度額の範囲内で、役員毎に基本報酬額を定めております。なお、役員区分毎の限度額は、取締役の報酬等の額が年額1億8千万円以内(うち社外取締役の報酬等の額が年額2千万円以内)、監査役の報酬等の額が年額6千万円以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、資料の事前説明を行うとともに、代表取締役はじめ取締役、常勤監査役等との意見交換を行うことで、その職務について効率性及び実効性を高めることが出来る体制としております。

社外監査役に対しては、リスク統括部その他内部統制機能を所管する社内部署並びに監査部との定期的な会合を実施し、意見交換を行うとともに、業務に精通した常勤監査役が経営会議をはじめ主要な会議に出席し、社外監査役に対し、その内容、状況等を説明するとともに、取締役会資料の事前説明を行う体制としております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めることが出来る体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、最高意思決定機関である株主総会、業務意思決定機関である取締役会の下に、以下の組織体制を整えております。取締役会は、取締役12名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、原則として毎月1回開催しており、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる意思決定を行っております。また、取締役会の下に取締役から構成される経営会議を設置し、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関する取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としております。経営会議は、社外取締役を除く取締役10名、常勤監査役1名で構成され、原則として週1回開催しており、機動的な運用を行える体制としております。

また、取締役会の受任事項に基づき、重要な経営課題である分野ごとに「グループリスク管理委員会」「グループコンプライアンス委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を敷いております。各委員会は原則として毎月1回開催しております。監査役会は監査役4名で構成されており、各監査役は、取締役会等の重要会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、独立の立場から取締役の業務執行を監査しております。

す。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任することで、取締役会等において、中立的かつ専門的な立場から忌憚のない質問や意見を述べ、取締役の意思決定に対する監督・助言機能を発揮できる体制としており、経営の健全性確保に十分な役割を果たすものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知については、法定期日前の平成27年6月5日に発送いたしました。 また、招集ご通知発送の前営業日の平成27年6月4日に当社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日時を設定し、多くの株主の皆様の出席を望んでおります。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の開催を予定しております。 山形県7ヶ所、宮城県5ヶ所での開催としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、会社説明会資料等を掲載しております。 (http://www.jimoto-hd.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「お客様に喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループの創設」を経営理念として掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行にて下記の通りCSR活動を実施しております。 (きらやか銀行) 地域産業発展への寄与を目的に、技術革新や経営改革等、優れた実績を上げている企業に対して「きらやか産業賞」「ベンチャービジネス奨励賞」等の表彰及び助成を行い、地域産業の育成に努めております。 (仙台銀行) 宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立し、まちづくりに取り組む個人・団体に対して助成を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家、取引先等への適時適切な情報開示を行う方針です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、以下のとおり、「内部統制基本方針」を制定する。

1. 取締役及び使用人(グループ会社の取締役及び使用人を含む)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
- (2) 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
- (3) 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
- (4) 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- (5) 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。
- (6) 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
- (2) 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (3) 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。
- (4) 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。
- (5) 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
- (2) 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行うときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
- (2) 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- (3) 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- (4) 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- (5) リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
- (6) 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

6. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (1) 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役を補助すべき使用人(以下、「補助者」という)の配置を求めることができる。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告する。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

9. 監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルを制定しております。また、リスク統括部において反社会的勢力に関する情報を統括管理し、子会社における反社会的勢力との取引を排除するための取組みを支援するために、外部専門機関との連携等を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示に係わる社内体制】

会社情報の適時開示に係わる統括部署を総合企画部として、以下の体制により情報開示を行っています。

本部各部および連結子会社からの情報を速やかに総合企画部に情報を集約し、適時開示規則に則り開示要否の判定を行います。

開示すると判断した、総合企画部は該当事項の本部担当部署と協議のうえ開示資料を作成し、決定事実と発生事実に分け、所定の手続きを執った上で、速やかに情報開示を実施しております。

なお、適時開示の適正性確保のため、内部監査部門が適時開示情報の管理・取扱状況などについて監査を行っております。

【適時開示体制の概要】

